

### 3 2 障害者福祉事業（「広島県障害者プラン」の推進）

#### 〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（平成25年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声言語・ そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	42	126	480	201	849
	広島市分	44	117	482	234	877
	福山市分	6	48	201	72	327
	計	92	291	1,163	507	2,053
18歳以上	県 分	4,899	5,674	33,783	15,709	60,065
	広島市分	3,402	3,558	22,370	11,720	41,050
	福山市分	1,388	1,835	9,906	4,757	17,886
	計	9,689	11,067	66,059	32,186	119,001
合 計	県 分	4,941	5,800	34,263	15,910	60,914
	広島市分	3,446	3,675	22,852	11,954	41,927
	福山市分	1,394	1,883	10,107	4,829	18,213
	計	9,781	11,358	67,222	32,693	121,054

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（平成25年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	310	660	685	1,481	3,136
	広島市分	187	579	513	1,208	2,487
	計	497	1,239	1,198	2,689	5,623
18歳以上	県 分	1,243	4,470	3,096	1,870	10,679
	広島市分	579	1,769	1,392	1,341	5,081
	計	1,822	6,239	4,488	3,211	15,760
合 計	県 分	1,553	5,130	3,781	3,351	13,815
	広島市分	766	2,348	1,905	2,549	7,568
	計	2,319	7,478	5,686	5,900	21,383

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（平成25年3月31日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	1,220	8,940	2,676	12,836
広 島 市 分	1,434	7,842	1,995	11,271
計	2,654	16,782	4,671	24,107

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第4表 特定疾患治療研究事業承認数（再掲）

（単位 件）

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
特定疾患治療研究事業承認数	18,126	16,805	16,067

（注）難治性疾患克服研究事業の対象130疾患のうち、56の疾患が医療費の公費負担のある特定疾患治療研究事業の対象となっており、その承認数である。

〔「広島県障害者プラン」の推進〕

(1) 広島県障害者プランの着実な推進

平成 16 年 3 月に策定した「広島県障害者プラン」に基づき、障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現に向けて、総合的かつ長期的視点で障害者施策の計画的推進を図るとともに、「第 3 期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

(2) 広島県障害者プランの見直し

平成 16 年 3 月に策定した広島県障害者プランの計画期間が平成 25 年度末であるため、次期障害者プランの策定作業を行う。

## 1 啓発・広報

(1) 啓発広報の推進

ア 障害者福祉の推進等（予算額 1,144 千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図る。

(ア) 身体障害者福祉大会の開催

第 52 回（平成 25 年度）広島県身体障害者福祉大会

- 期 日 平成 25 年 9 月 13 日（金）
- 場 所 府中市文化センター（府中市）

(イ) 知的障害者福祉大会の開催

第 39 回広島県知的障害者福祉大会

- 期 日 平成 25 年 10 月 13 日（日）
- 場 所 リーデンローズ・ふくやま芸術文化ホール（福山市）

(ウ) 精神保健福祉講演会（こころいきいきフェスタ）の開催

精神障害者の自立と社会復帰を支援する地域社会づくりを推進するために、年 2 回の開催を予定。

(エ) 啓発冊子の発行等

「障害のある人びとの福祉」の発行等

イ ふれ愛プラザ運営費等の助成（予算額 3,746 千円）

ノーマライゼーションの理念の推進と県民への福祉の啓発を図るため、紙屋町地下街福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営費等を助成する。（平成 13 年度創設）

- 運営主体 公益社団法人広島県就労振興センター
- 事業内容 障害者就労支援事業所等の製品の展示・販売、福祉情報の発信、車椅子の貸出等
- 開業時間 11:00～21:00
- 場所（規模） 紙屋町地下街南端部（約 48 ㎡）

ウ 「あいサポートプロジェクト」実施事業（予算額 11,216 千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成 23 年度創設）

(ア) あいサポート運動の実施

「あいサポーター」研修の出前講座等（平成 25 年 3 月末現在 あいサポーター数：72,177 人、あいサポート企業・団体数：320 企業・団体）

(イ) あいサポートアート展等の開催

障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。

(2) 障害者及び障害者団体の自主的活動の推進

団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
(一社) 広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
(社福) 広島県肢体障害者連合会	140	140	140
(社福) 広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
(一社) 広島県ろうあ連盟	140	140	140
広島県難聴者・中途失聴者団体連合会	110	110	110
(特活) 広島県腎友会	110	110	110
恵声会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会 広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

[負担割合 県10/10]

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
(一社) 広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
(特活) 広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児(者)を守る会	100	100	100
広島県心身障害者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

[負担割合 県10/10]

2 保健・医療・福祉

(1) 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実

ア 自立支援医療（更生医療）（予算額 887,033 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和24年度創設・平成18年度自立支援医療に移行）

第7表 更生医療の給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	平成24年度		平成23年度		平成22年度		
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	
	聴覚・平衡機能障害	1	110	0	0	0	
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	2	
	肢体不自由	60	11,640	84	8,102	105	14,113
	心臓機能障害	11	859	5	4,531	10	10,061
	じん臓機能障害	164	217,475	152	162,527	125	153,531
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	11	9,823	8	1,157	6	11,233
	免疫機能障害	2	384	2	226	1	332

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度		平成 22 年度	
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	2	7	1	2	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	74	2	8	1
	肢体不自由	12	777	11	81	10
	心臓機能障害	0	0	2	9	5
	じん臓機能障害	757	677,841	695	669,319	673
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝機能障害	37	6,440	27	7,010	20
	免疫機能障害	50	19,020	42	17,318	34
	訪問看護	0	0	1	180	1
計	1,108	944,448	1,032	870,470	994	

(注) 広島市及び福山市を除く。 [負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]  
 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

イ 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,647,908 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 8 表 精神通院医療の給付状況

(単位 人, 件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
平成 24 年度	19,942	329,829
平成 23 年度	18,726	310,046
平成 22 年度	17,469	284,537

(注) 1 広島市を除く。 [負担割合 国 1/2, 県 1/2]  
 2 通院患者数については、各年度とも 6 月 30 日現在の数である。

ウ 重度心身障害者医療の公費負担（予算額 4,267,574 千円）

重度心身障害者（児）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳 1 級～3 級又は療育手帳㊤（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、㊤（中度知的障害者）の交付を受けている者（児）の医療費を負担する市町（広島市、福山市を含む。）に対し助成する。

(昭和 48 年度創設)

ただし、次の場合は対象から除く。

- 生活保護の適用を受けているとき。
- 児童福祉施設（公費により医療費が支弁される施設に限る。）に入所しているとき。
- 障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- 国民健康保険法の被保険者で、同法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第 9 表 重度心身障害者医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
平成 23 年度	63,788 人	1,808,929 件	8,430,068 千円	3,948,864 千円	4,660 円
平成 22 年度	63,028 人	1,759,884 件	8,154,976 千円	3,825,127 千円	4,634 円
平成 21 年度	62,010 人	1,750,028 件	7,932,701 千円	3,726,708 千円	4,533 円

[負担割合 県 1/2, 市町 1/2, 広島市は県 40/100]

エ 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 496 千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成 18 年度創設）

第 10 表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
平成 24 年度	9(平成23年度からの繰越1件を含む)	裁決(認容)1件, 平成 25 年 3 月末現在手続中 8 件
平成 23 年度	4(平成22年度からの繰越2件を含む)	裁決(棄却)1件, 裁決(認容)1件, 取下げ1件 平成 24 年度へ繰越 1 件
平成 22 年度	2	平成 23 年度へ繰越 2 件

(2) 生活支援体制の整備

ア 県立身体障害者更生相談所, こども家庭センター(児童相談所, 知的障害者更生相談所)における相談指導

知的障害児, 重症心身障害者(児)に対し, 生活, 教育, 職業及び医療等の各種の相談に応じ, 施設入所の委託等の必要な措置を行う。

また, 身体障害者及び知的障害者について, 同様の措置を行う市町を支援する。

第 11 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況(県分)

(単位 件)

区 分		こども家庭センター		
		知的障害者更生相談所分	児童相談所分	
平成 24 年度	相談指導	3,506	1,407	2,099
	施設給付費支給決定施設措置	130	—	130
平成 23 年度	相談指導	3,995	1,457	2,538
	施設給付費支給決定施設措置	602	—	602
平成 22 年度	相談指導	4,199	1,554	2,645
	施設給付費支給決定施設措置	607	—	607

(注) 広島市を除く。

第 12 表 身体障害者の更生相談の状況

(単位 人, 件)

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	平成 24 年度	3,696	3,544	2,685
	平成 23 年度	4,021	3,948	2,644
	平成 22 年度	3,618	3,391	2,559

(注) 広島市を除く。

イ ろうあ者専門相談員の設置(予算額 17,285 千円)

次の機関に, ろうあ者専門相談員各 1 名(計 6 名)を設置し, 手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所(昭和 56 年度設置), 東部厚生環境事務所福山支所(昭和 47 年度設置), 北部厚生環境事務所(昭和 49 年度設置),

県立身体障害者更生相談所(昭和 45 年度設置)

第 13 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

(単位 件, 人)

区 分	家族関係	結婚・離婚	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	施設	補装具	日常生活用具	障害者手帳	年金・保険	その他	計	相談指導実人員
24 年度	107	51	262	200	36	287	29	27	104	7	66	563	1,739	1,120	
23 年度	123	69	252	211	45	276	36	11	110	12	68	626	1,839	1,192	
22 年度	114	18	193	193	28	423	8	10	129	1	49	606	1,772	1,124	

ウ 障害児等療育支援事業（予算額 30,330 千円）

障害児等地域療育を実施する施設が在宅の障害児等に対し療育相談・指導を行い、又保育所等施設に対する療育技術の指導を行う。（平成 8 年度創設）

○ 実施施設 障害児施設, 障害者施設

施設・事業種別	施設・事業所名	住所	法人名
福祉型障害児入所施設	福山六方学園	福山市水呑町	(社福) 創樹会
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	(社福) 尾道さつき会
医療型障害児入所施設	子鹿医療療育センター	三次市粟屋町	(社福) ともえ会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	(社福) 柏学園
医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	(社福) 広島県福祉事業団
医療型障害児入所施設	わかば療育園	東広島市八本松町	(社福) 広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	(社福) 呉福祉会
—	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市新宮	(社福) くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	(社福) 「ゼノ」少年牧場
指定福祉型障害児入所施設	中国芸南学園児童部	竹原市忠海東町	(社福) 中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	(社福) こぶしの村福祉会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	(社福) あづみの森

(注) 1 広島市を除く。

2 若草園については、療育拠点施設事業も併せて実施。

3 わかば療育園については、療育拠点施設事業のみを実施。

[負担割合 県 10/10]

エ 障害者相談支援従事者等研修事業（予算額 5,939 千円）

(ア) 障害者相談支援従事者研修（初任者・現任）

障害者相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(平成 24 年度研修開催実績)

区分	初任者研修	現任研修
対象者	市町職員, 相談支援事業所職員等 (新規従事者を対象)	同左の者で初任者研修の修了者 (実務経験概ね 5 年程度)
研修修了者数	432 名	123 名

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害程度区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。

(平成 24 年度研修開催実績)

区分	障害程度区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害程度区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対象者	市町職員, 相談支援事業所職員等 (新規従事者)	市町職員, 相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員
研修修了者数	104 名	48 名	26 名

(ウ) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。

(平成 24 年度研修開催実績)

区分	対象者	研修修了者数
サービス管理責任者研修	事業所職員等	325 名
児童発達支援管理責任者研修	//	90 名

(エ) その他 (国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣)

県が実施する障害者相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する障害者相

談支援従事者指導者養成研修，サービス管理責任者指導者養成研修及び障害程度区分認定調査員指導者研修へ派遣する。

オ 発達障害者支援センター運営事業（予算額 23,101 千円）

自閉症等発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実施主体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松町米満）
- 事業概要 相談・療育・就労支援，普及啓発・研修，関係機関の連絡調整

第 14 表 発達障害者支援センター事業実績（平成 24 年度）

事業内容		所管地域内	所管地域外
発達障害児（者）及びその家族等に対する支援	相談支援	実支援人数	169 人
		延支援件数	458 件
	発達支援	実支援人数	31 人
		延支援件数	116 件
	就労支援	実支援人数	31 人
		延支援件数	87 件
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催研修・共催研修	実施回数	22 回
		延参加人数	780 人
	講師派遣	実施回数	52 回
		延参加人数	2,012 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会	実施回数	2 回
		延参加団体数	32 団体
	調整会議	実施回数	47 回
		延参加団体数	519 団体
	機関コンサルテーション	実支援箇所数	35 箇所
個別支援のための調整会議	会議回数	17 回	

(注) 所管地域外とは広島市及び県外である。

〔負担割合 国 1/2，県 1/2〕

カ 発達障害児市町支援体制推進事業（予算額 7,341 千円）

発達障害児とその家族が，地域で安心して生活できる体制を整えるため，次の事業を行う。

(ア) 発達障害児（者）支援体制サポート事業

発達障害児とその家族にとって身近な地域である市町において，本人の障害特性に合わせた個別の支援が行われる体制づくりを推進するため，発達障害者支援センターに発達障害市町サポートコーチを 1 名配置し，市町への助言，支援人材の養成研修などを実施する。

(イ) 県民向け発達障害啓発事業

地域生活のあらゆる場面で，発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう，地域住民を対象とした講演会，シンポジウムを開催する。

キ 【新】発達障害児早期支援促進事業（予算額 7,732 千円）

発達障害児の早期支援のため最も身近な存在である家族に対し適切な関わり方等のトレーニングを行う人材の養成等を行う。

(ア) ペアレントトレーニング促進事業

発達障害児の保護者に，障害を説明して受容を促し，障害特性に応じた適切な関わり方等のトレーニングを行う人材を養成するため，発達障害早期支援アドバイザーを設置し，実際に市町で実践しながら OJT 形式の研修を行う。

(イ) 教職員発達障害児支援スキルアップ研修

集団不適応や学業上の困難などの二次的障害のリスクが高まる学齢期の発達障害児に対して障害

特性に配慮した支援ができる教職員を養成するための研修を行う。

ク 障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 10,331千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（平成23年度創設）

(ア) 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

(イ) 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

(ウ) 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

(エ) 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

(3) 障害福祉サービス等の充実

ア 介護給付、訓練等給付事業（予算額 8,279,674千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成18年度創設）

第15表 介護給付、訓練等給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成25年度（見込）	23	8,279,674
平成24年度	23	8,201,583
平成23年度	23	6,617,691

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

第16表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（平成25年4月1日現在）

サービス種別	県分	その他市町分	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	10	528	538
重度訪問介護	10	506	516
行動援護	1	45	46
同行援護	2	160	162
療養介護	9	2	11
生活介護	118	79	197
短期入所（ショートステイ）	3	139	142
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活介護（ケアホーム）	0	69	69
施設入所支援（障害者支援施設）	40	28	68
自立訓練（機能訓練）	7	1	8
自立訓練（生活訓練）	14	3	17
就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
就労移行支援（一般型）	36	27	63
就労継続支援A型	16	21	37
就労継続支援B型	105	81	186
共同生活援助（グループホーム）	1	70	71
一般相談支援	7	89	96
特定相談支援	9	121	130

※休止中・廃止の事業所は除く。

イ 障害児通所給付事業（予算額 648,506 千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成 24 年度創設）

第 17 表 障害児通所給付事業事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成 25 年度（見込）	23	648,506
平成 24 年度	23	540,690

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

ウ 身体障害者（児）補装具の交付・修理（予算額 155,949 千円）

身体障害者（児）の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、盲人安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。

第 18 表 補装具の交付・修理の状況（平成 24 年度）

（単位 件、円）

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義肢	84	31,684,370	98	15,467,395	182	47,151,765	
装具	122	10,440,270	47	1,548,728	169	11,988,998	
座位保持装置	104	39,017,372	141	12,948,888	245	51,966,260	
盲人安全つえ	98	388,831	0	0	98	388,831	
義鏡	16	814,300	0	0	16	814,300	
眼鏡	65	1,677,433	3	22,050	68	1,699,483	
補聴器	329	22,058,515	207	3,636,657	536	25,695,172	
車椅子	295	68,445,144	520	21,714,557	815	90,159,701	
電動車椅子	45	26,758,958	178	11,561,804	223	38,320,762	
座位保持椅子	20	1,910,885	1	5,150	21	1,916,035	
起立保持具	2	595,494	4	343,144	6	938,638	
歩行器	22	1,747,013	12	279,761	34	2,026,774	
頭部保持具	13	89,950	0	0	13	89,950	
排便補助具	2	516,887	0	0	2	516,887	
歩行補助つえ	46	316,900	3	9,233	49	326,133	
重度障害者用意思伝達装置	8	3,541,884	3	84,586	11	3,626,470	
計	1,271	210,004,206	1,217	67,621,953	2,488	277,626,159	

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

エ 【新】軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業（予算額 1,984 千円）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。

オ 特別児童扶養手当の支給（予算額 34,214 千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和 39 年度創設）

項 目	内 容
支給要件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○ 児童が施設等に入所しているとき。 ○ 児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○ 1 級（重度）児童 1 人につき月額 50,400 円 ○ 2 級（中度）児童 1 人につき月額 33,570 円

第 19 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

(単位 人)

平成 23 年度末 受給者数	平成 23 年度中の異動											平成 24 年度末 受給者数
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資格喪失						支給停止	他県へ転出	
				20 歳到達	児童死亡	障害が軽度	受給者死亡	その他	計			
4,839	884	41	54	220	17	10	12	215	474	71	63	5,210

(注) 広島市及び福山市を含む。

第 20 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

(単位 人)

区 分	受給児童数	障害別受給児童数					
		精神障害		身体障害		重複障害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
平成 24 年度	5,395	1,274	2,751	686	569	107	8
平成 23 年度	4,984	1,239	2,315	740	568	121	1
平成 22 年度	4,666	1,227	2,031	723	564	120	1

(注) 1 広島市及び福山市を含む。

2 各年度末の人数である。

カ 特別障害者手当等の支給 (予算額 22,877 千円)

○ 特別障害者手当の支給

20 歳以上の重度障害者に、重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を目的として、手当を支給する。(昭和 61 年度創設)

項 目	内 容
支給要件	日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に支給。 ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 病院又は診療所へ 3 か月を超えて入院しているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 26,260 円

○ 障害児福祉手当の支給

20 歳未満の重度障害児に、その福祉の向上を図るため、手当を支給する。(昭和 61 年度創設)

項 目	内 容
支給要件	日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害児に支給。 ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手当額	月額 14,280 円

○ 福祉手当の支給 (経過措置)

次のいずれにも該当する 20 歳以上の重度障害者に、その福祉の向上を図るため、手当を支給する。(昭和 61 年度創設)

- ア. 昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上であること
- イ. 昭和 61 年 4 月 1 日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
- ウ. 特別障害者手当を受けることができないこと
- エ. 障害基礎年金を受けることができないこと

項 目	内 容
支給要件	日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に支給。 ただし、次の場合は除かれる。 ○ 施設に入所しているとき。 ○ 障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○ 受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	月額 14,280 円

第 21 表 特別障害者手当等受給者の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置）
平成 24 年度	3,413	1,709	148
平成 23 年度	3,494	1,705	167
平成 22 年度	3,529	1,663	189

- （注）1 広島市及び福山市を含む。  
2 各年度末の人数である。

キ 心身障害者扶養共済制度（予算額 660,731 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 22 表 加入者及び年金受給者の状況

（単位 人，口）

区 分	加 入 者	年 金 給 付	弔慰金給付	
平成 24 年度	県 分	1,763	1,258	691
	広島市分	924	501	206
	計	2,687	1,759	897
平成 23 年度	県 分	1,833	1,228	677
	広島市分	936	501	205
	計	2,769	1,729	882
平成 22 年度	県 分	1,900	1,205	666
	広島市分	961	493	198
	計	2,861	1,698	864

- （注）1 県分に福山市を含む。  
2 各年度末現在の数値である。  
3 弔慰金については、累計である。

ク 広島県障害者社会参加推進事業（予算額 54,965 千円）

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。（昭和 39 年度創設）

第23表 広島県障害者社会参加推進事業（県実施事業）の状況

(単位 千円)

事業名	事業内容	平成25年度	平成24年度	平成23年度
<b>【共通分野】</b>				
相談支援				
①相談員活動強化事業 (平成10年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	413	1,038	450
情報支援				
②点字による即時情報ネットワーク事業 (平成4年度創設)	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,744	1,744	1,744
③障害者ITサポートセンター設置事業 (平成16年度創設)	IT相談員を配置し、ITに関する利用相談、情報提供、パソコン教室、パソコンボランティアの養成、派遣等を行う。	2,940	4,224	4,447
生活訓練				
④生活訓練(昭和47年度創設)	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)に対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することについて講習等を実施する。	468	474	474
⑤音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業(昭和47年度創設)	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	380	386	386
スポーツ振興等地域交流支援				
⑥スポーツ指導員養成事業 (平成元年度創設)	初級スポーツ指導員について、県内において養成講習会を実施する。	428	166	422
⑦広島県障害者スポーツ大会開催事業(平成19年度創設)	障害者スポーツの普及と交流を深めるために障害者スポーツ大会を実施する。(全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる)	1,665	1,665	1,851
⑧全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業 (昭和40年度創設)	平成25年度(10月12日(土)～14日(月)) 「スポーツ祭東京2013」(東京都) 選手役員71名(予定)	11,121	10,742	10,429
⑨広島県知的障害者スポーツ大会開催事業(平成7年度創設)	知的障害者スポーツの普及と交流を深めるために知的障害者スポーツ大会(ホウリンガ)を実施する。(全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる)	180	180	180
⑩障害者スポーツ育成・競技力強化事業(平成17年度創設)	障害者スポーツの育成・競技力を強化するための事業を実施する。	285	285	793
⑪文化・芸術活動振興事業 (平成10年度創設)	障害者の文化・芸術活動を推進し、地域の人々との交流を図るため、障害者の作品を絵画展、陶芸展への出展及び音楽会への参加等の機会を設ける。	520	520	520
啓発・広報事業				
⑫啓発・普及事業	身体障害者福祉大会、知的障害者福祉大会及び精神保健福祉普及啓発講演会開催費の一部に対して補助を行うとともに、障害者福祉制度を紹介したパンフレットを作成する。	1,144	1,144	1,246
⑬障害者ふれあいランド開催事業 (平成元年度創設)	障害者に対する福祉施策の紹介や障害者が訓練や作業で製作した作品を紹介することにより、障害者に対する県民の理解と認識を深める。	—	—	1,024
<b>【障害別分野】</b>				
身体障害者支援				
⑭点訳・音訳奉仕員養成事業 (昭和45年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	534	534	534
⑮要約筆記奉仕員指導者養成事業 (平成11年度創設)	要約筆記に必要な技術等の指導を行う指導者を養成する。	—	—	370
⑯要約筆記者養成事業 (平成24年度創設)	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	1,790	1,790	—
⑰手話通訳者養成・研修事業 (平成2年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	2,553	2,556	2,840
⑱字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業(平成2年度創設)	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオカセットテープ等の製作、貸し出しを行う。	720	1,440	1,600
⑲要約筆記者派遣ネットワーク事業(平成23年度創設)	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	2,689	2,689	600
⑳手話通訳者派遣ネットワーク事業(平成元年度創設)	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,689	2,689	1,660
㉑盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(平成18年度創設)	盲ろう者の自立と社会参加をはかるため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	8,966	8,282	4,237
㉒身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,230	6,230	6,230
㉓盲ろう者通訳・介助員養成・研修事業(平成10年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	1,060	1,060	1,122
㉔進行性筋萎縮症者(児)療養相談事業(昭和54年度創設)	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者(児)に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	220	220	220
障害者社会参加推進センターの設置 (平成2年度創設。平成10年度改組)	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,226	5,604	6,226

〔負担割合 国1/2・県1/2、⑧の事業は県10/10〕

(注) 1 ③、⑥、⑩、⑫、⑬、⑱以外の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。

2 ⑱の事業は、字幕入りDVD等の製作を(社)福聴障者情報文化センターに委託し、貸出を広島県聴覚障害者センターで行っている。

ケ 市町障害者地域生活支援事業（予算額 575,413 千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。	
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。	
	相談支援事業		
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。	
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。	
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。	
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。	
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。	
	手話通訳奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	
移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。		
地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。		
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に低額な料金を居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
		訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
		身体障害者自立支援	身体障害者向け公営住宅等に居住している重度身体障害者に対し、身辺介助や家事援助などのサービスを提供する。（本県該当なし）
		生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
		福祉機器リサイクル	不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に転送する。
		日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
		生活サポート	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。
		地域移行のための安心生活支援	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置するなど、障害者の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。（本県該当なし）
	障害児支援体制整備	児童発達支援センターに専門職を配置し、支援機能の強化を図るほか、障害児通所支援事業を利用していない障害児や家族の居場所作りを行う。（本県該当なし）	
	巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等への巡回等支援を実施し、施設等の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等	各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。
		文化芸術活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。
		奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。
		自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。	
就業・就労支援	盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。（本県該当なし）	
	重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練を支援する。（本県該当なし）	
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付	社会復帰の促進を図るため、就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障害者等が実習及び訓練に要する費用や、施設入所者等が訓練を終了し自立する際の支度金を支給する。	
	知的障害者職親委託	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。	
障害程度区分認定等事務		支給決定事務のうち、障害程度区分認定調査、医師意見書作成及び市町村審査会運営に係る経費を補助対象とする。	

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4〕

コ 施設サービスの利用等

第 24 表 指定障害者支援施設数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

種 別		県分	その他市分	合 計
昼サ 間一 実ビ 施ス	施設入所支援	37	23	60
	生活介護	32	20	52
	自立訓練（機能訓練）	2	2	4
	自立訓練（生活訓練）	3	0	3
	就労移行支援（一般型）	2	0	2
	就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
	就労継続支援 B 型	4	1	5

（注）児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

第 25 表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分		施設数	定 員	利用人員	内 他 県 利用人員	利用率
昼サ 間一 実ビ 施ス	施設入所支援	60	3,125	3,048	107	97.5
	生活介護	52	2,684	2,710	76	101.0
	自立訓練（機能訓練）	4	99	69	4	69.7
	自立訓練（生活訓練）	3	58	51	4	88.0
	就労移行支援（一般型）	2	46	10	6	21.7
	就労移行支援（資格取得型）	0	0	0	0	-
	就労継続支援 B 型	5	254	249	13	98.0

第 26 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（単位 所，人，％）

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	256	140	75	3	218	85.2
医療型障害児入所施設	8	483	287	149	9	445	92.1
指定医療機関（重心）	2	220	93	78	22	193	87.7
指定医療機関（肢体）	1	10	4	3	1	8	80.0
合計	20	969	524	305	35	864	89.2

（注 1）県分に福山市を含む。

〔負担割合 県分 国 1/2，県 1/2〕

（注 2）定員，利用人員及び利用率は，障害福祉サービス分を含む。

（注 3）指定医療機関（肢体）の定員については，全体の定員（120 人）から療養介護の定員（110 人）を除いた数。

第 27 表 指定障害児通所支援事業の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（所）

区 分	事業所数	支 援 の 種 類				
		児童発達支援 （センター）	児童発達支援 （センターを 除く。）	医療型児童発 達支援	放課後等デイ サービス	保育所等訪問 支援
県 分	97	9	37	2	61	15
広島市分	69	5	21	2	61	1
計	166	14	58	4	122	16

（注 1）県分に福山市を含む。

〔負担割合 国 2/4，県 1/4，市町 1/4〕

（注 2）休止中の事業所を除く。

(4) 施設整備等

ア 障害者施設等の整備

障害者の地域生活移行，就労支援等を図るため，計画的な整備を推進する。

平成 24 年度の整備実績は，次表のとおりである。

第 28 表 平成 24 年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・短期入所	多機能型事業所 あさひ	(社福)平成会	創設	鉄骨造 2 階建	54 人	竹原市	
生活介護・就労継続支援B型	びいばぶ	(社福)みぶ福祉会	創設	鉄骨造平屋建	25 人	山県郡北広島町	
共同生活介護・短期入所	さくらホーム	(社福)あらくさ	創設	木造平屋建	6 人	三次市	
共同生活介護・短期入所	楓の郷	(社福)翠庄会	創設	木造平屋建	7 人	庄原市	
共同生活援助	障害者グループホームひまわり	(社福)大崎福祉会	創設	鉄骨造平屋建	10 人	豊田郡大崎上島町	

(注) 広島市及び福山市の所管分を除く。

[負担割合 補助基本額に対し、国 2/3、県 1/3]

イ 県立社会福祉施設の運営

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成 18 年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

○ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団

第 29 表 広島県立社会福祉施設の状況

(単位 人)

施設名		定員	施設の目的
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	病床数 160	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
	若草園	入所 62 通所 10	肢体不自由児を入所又は通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若草療育園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	あけぼの	入所 70 日中 80	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター	-	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福山若草育成園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福山若草療育園	入所 49	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
障害者療育支援センター	松陽寮	入所 148 日中 174	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
	わかば療育園	入所 55	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。

ウ 県立障害者リハビリテーションセンター整備事業 (予算額 1,663,892 千円)

県立障害者リハビリテーションセンターの根幹施設として、障害者に対する高度で専門的な医療を提供している医療センターについて、機能の強化、新たなニーズへの対応、施設の利便性向上等を目的として施設整備を行う。

エ 東部地域療育体制整備事業（予算額 1,553 千円【債務 2,934,711 千円】）

県東部地域の障害児療育体制の充実・強化を図るため、療育機能を持つ「県立福山若草園」の移転改築に係る実施設計を基に、建設工事を実施する。

オ 県立障害者療育支援センター耐震等改修事業（予算額 44,019 千円）

県立障害者療育支援センターの耐震整備及び松陽寮の全面改修を実施し、県中央部の障害者支援体制の確保を図る。

### 3 雇用・就業

#### (1) 就労の場の整備

ア 障害者の経済的自立支援事業（予算額 11,918 千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、平成 24 年 7 月に策定した「広島県工賃向上に向けた取組」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。

事業名	事業概要	負担割合
経営感覚獲得事業	事業運営者に対して、工賃向上のためのマネジメント、マーケティング、管理会計等の手法の獲得を目的とした講座を開催する。	国1/2 県1/2
【新】事務所職員スキルアップ事業	事業所職員向けに、製品企画、営業ノウハウ等の専門知識の提供を行うセミナーを開催する。	国1/2 県1/2
好事例、展示・即売会実施事業	S-1 サミットの開催により、県内事業所の製品を広く紹介する。	国10/10
共同受注窓口体制整備事業	単独の事業所では実施が困難な共同受注の調整や、企業等からの受注確保を行うため整備した窓口機能を強化する。	国10/10

イ 障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 43,449 千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成 14 年度創設）

第 30 表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

（単位 所）

区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実施か所数	7	7	5

（注）実施か所数は各年度 4 月 1 日現在の数値としている。

ウ 障害者就労支援事業所等の製品に対する優先発注

障害者就労支援事業所等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労支援事業所等の製作品等に対して優先発注を行う。

### 4 生活環境

だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

## 5 スポーツ・レクリエーション・文化・芸術

県障害者社会参加推進事業（スポーツ振興等地域交流支援）（予算額 13,771 千円（再掲））

- ・広島県障害者スポーツ大会開催事業
- ・障害者スポーツ育成・競技力強化事業
- ・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業
- ・広島県知的障害者スポーツ大会開催事業
- ・文化・芸術活動振興事業

## 6 情報・コミュニケーション

(1) 利用しやすい情報環境の整備（予算額 23,601 千円（再掲））

県障害者社会参加推進事業（情報支援）

- ・障害者 IT サポートセンター設置事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・手話通訳者養成・研修事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成・研修事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・手話通訳者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

(2) コミュニケーション支援体制の充実

ア 県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 29,309 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを  
とともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

○ 実施主体 （社福）広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）

住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5

電話番号 （082）229-7878

第 31 表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）  
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	10,983
カセットテープ図書	11,518
デージー図書	6,831

イ 聴覚障害者社会参加支援事業（予算額 4,118 千円）

聴覚障害者に対する情報提供、障害者全体の交流促進の場を提供する。（平成 12 年度創設）

設置場所：広島県社会福祉会館 5 階